

中小企業 賃上げ環境整備 支援事業補助金



物価高・人手不足や継続的な最低賃金引上げの影響を受けている県内中小企業に対し、生産性向上に資する新たな設備等の導入を支援することを通じて、継続的な賃上げを後押しします。



補助金額

(補助率1/2以内)

※いずれの枠においても1事業者につき申請は1回のみ
※代理申請不可

小規模事業者枠

上限 **100万円**

※補助申請金額の下限:10万円

中小企業者枠

上限 **500万円**

※補助申請金額の下限:50万円

申請受付期間

令和8年

4月1日(水)~4月30日(木)

令和8年

消印有効

※いずれの枠においても申請受付期間終了後に審査会を実施し、交付対象者を決定

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業賃上げ環境整備支援事業補助金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

☎0836-38-6560

お問い合わせ等の受付は
平日 9:00~17:00



山口県 賃上げ環境整備支援事業補助金

検索

[Eメール]info@chin-age.support-yamaguchi.jp

<https://chin-age.support-yamaguchi.jp>



県内の各商工会議所・商工会・山口県中小企業団体中央会等の各支援機関においても補助金についての相談が可能です。

中小企業賃上げ環境整備支援事業補助金は、山口県より委託を受け、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

対象者

山口県内に事業所を有する中小企業者で以下の要件を満たす者

- (1) 令和7年4月から令和8年3月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高または営業利益が前年または前々年の同期と比較して減少している事業者
- (2) 山口県内で以下の取組を行う事業者
・生産性向上に資する設備等の導入
※上記以外にも要件があります。

詳細は募集要領や申請書
(事務局ホームページに掲載)
をご確認ください。

対象経費

生産性向上に資する設備等の導入に要する経費

※付加価値額向上に資する事業計画に基づいて導入する設備等に限りま。

(例) AGV、自動包装機、配膳ロボット等

※単に省エネ機器を導入する場合等は対象となりません。

※上記は例であり、補助要件に合致するものであれば申請ができます。

対象となる事業期間(導入期間)

令和8年4月1日(水)～令和8年12月31日(木)

申請方法

電子申請または郵送

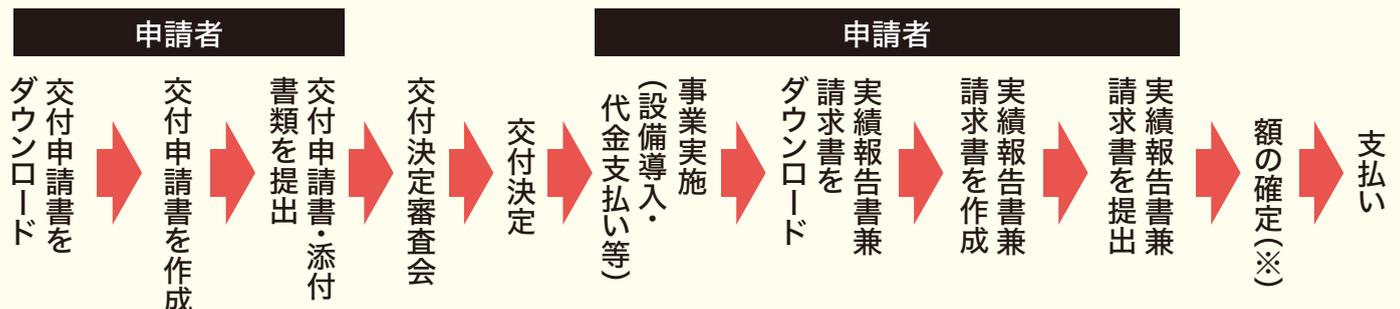
(郵送の場合、特定記録など追跡ができる方法)



必要書類

- ・申請書
- ・直近の決算書
- ・売上高または営業利益の減少を確認できる書類の写し(決算書等)など

交付申請から補助金支払いまでの流れ



※額の確定にあたり、事務局が事業所を訪問し、現地確認を行うことがあります。
※設備等導入費用の支払いは原則として銀行振込のみとなります。